

2 経営事項審査の申請手続きについて

(1) 経営事項審査の対象

審査基準日現在の申請者の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを審査することになりますが、具体的に審査の対象となる項目は以下のとおりです。

区 分	審 査 項 目
(1) 経営規模 (X) (X = X 1 + X 2)	① 工事種別年間平均完成工事高 (X 1) ② 自己資本額及び利払前税引前償却前利益 (X 2)
(2) 経営状況 (Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー (絶対額) ⑧ 利益剰余金 (絶対額)
(3) 技術力 (Z)	工事種別毎の技術職員数 工事種別毎の元請完成工事高
(4) 社会性等 (W)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ア 雇用保険加入の有無 イ 健康保険加入の有無 ウ 厚生年金保険加入の有無 エ 建設業退職金共済制度加入の有無 オ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無 カ 法定外労働災害補償制度加入の有無 キ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ク 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ケ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 コ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 ② 建設業の営業年数 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ア 品質管理に関する取組 (ISO9001) イ 環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)

経営事項審査では、以上の4つの項目それぞれに評点といわれる点数を付け、次の算定式により建設工事の種別ごとに総合評定値 (P) を算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

(2) 経営事項審査の方法

○ 経営状況分析と経営規模等評価

経営事項審査の方法は、大きく分けると、経営状況（Y）の審査を行う経営状況分析と、それ以外の経営規模（X）、技術力（Z）、社会性等（W）の審査を行う経営規模等評価の2つに分けられます。

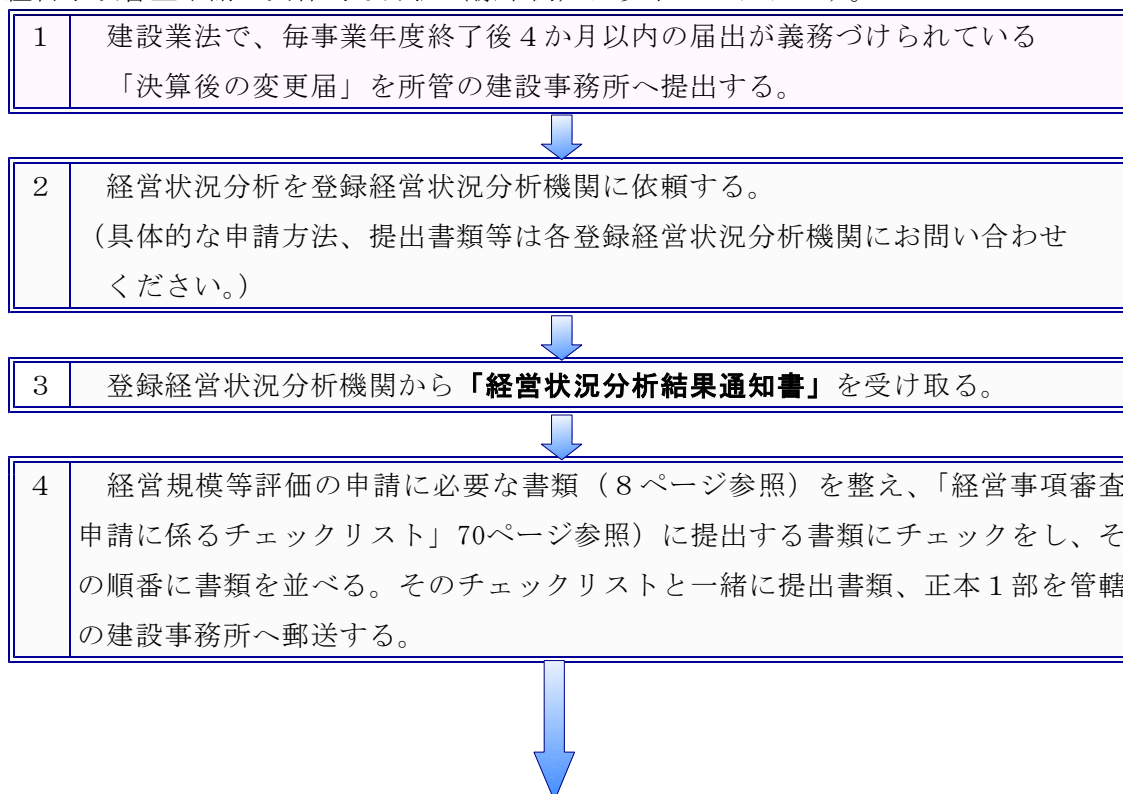
このうち、経営状況分析は登録経営状況分析機関が、経営規模等評価は国土交通大臣許可業者であれば国（本店所在地を所管する国土交通省地方整備局）が、知事許可業者であれば本店所在地を所管する都道府県が審査を実施します。

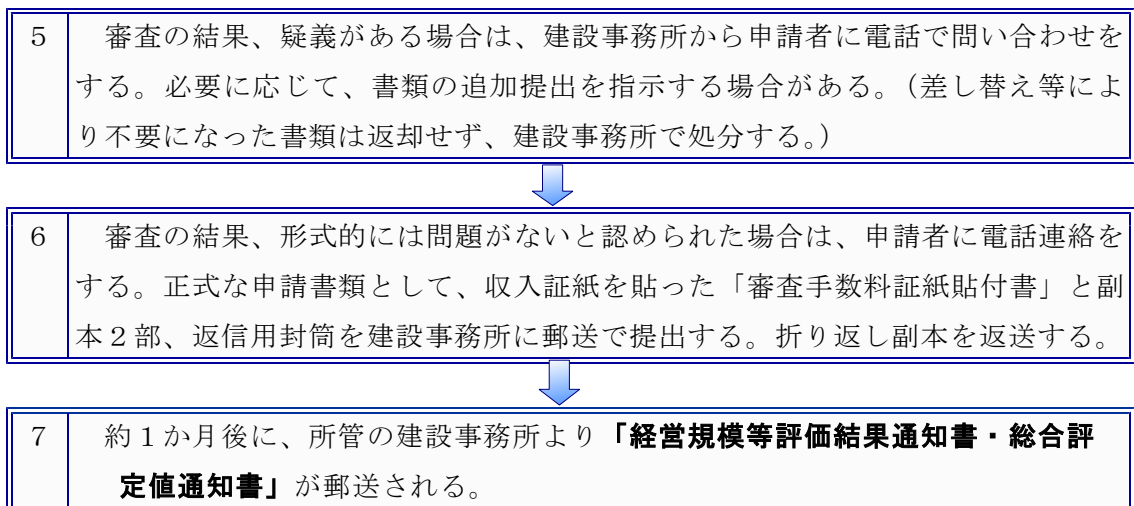
なお、総合評定値（P）の請求は任意になります。請求は経営規模等評価申請時に併せて申請できますが、経営状況分析と経営規模等評価の両方の審査を受けていることが条件になります。（各発注機関の入札参加資格審査においては、総合評定値の通知を受けていることが必須となっている例が多く見られますのでご注意ください。）

- ※ 経営状況分析の方法、必要書類、手数料については、各登録経営状況分析機関（101ページ参照）にお問い合わせください。
- ※ 福島県内の経営規模等評価申請の受付機関については69ページをご覧ください。なお、申請書の様式は、福島県土木部建設産業室のホームページ（68ページにアドレス記載）よりダウンロードしてください。
- ※ 国土交通大臣許可業者の経営事項審査申請の都道府県経由事務は令和2年3月末で廃止となりました。これ以降は、福島県知事許可業者に関する説明です。

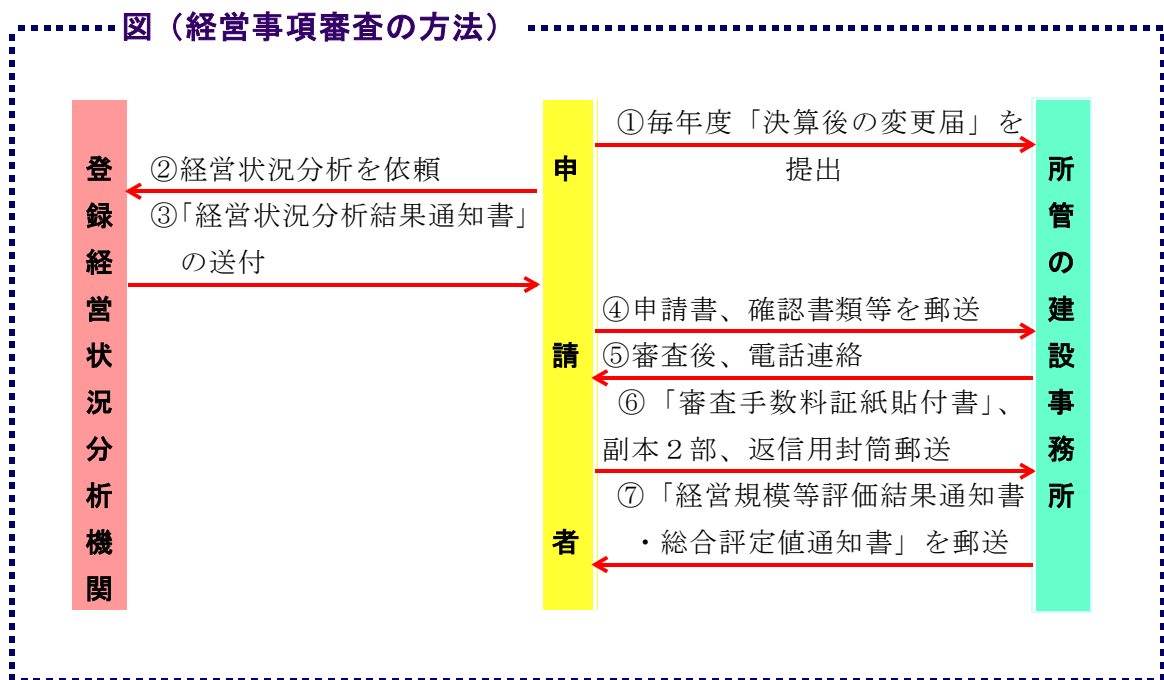
○ 申請の方法

経営事項審査申請の具体的な方法（標準例）は以下のとおりです。





以上の手順を図示すると次のようになります。



※ この点に注意！！

- ・ 経営状況分析に要する日数については、登録経営状況分析機関にお問い合わせください。
- ・ 経営規模等評価の審査日時は、申請書等が建設事務所に到着してから結果通知まで約1か月程かかります。経営規模等評価を申請しようとする場合は、これらの所要日数を考慮して、早めに申請手続を行ってください。
- ・ 申請書類を提出できる方は、個人申請者は申請者本人、法人申請者は当該法人の役員、従業員等です。申請手続の代理については、法律で行政書士又は弁護士に限られています。

○ 提出書類と確認書類

経営規模等評価の申請をする場合は、国土交通省令に定める申請書等のほか、関係添付書類を提出しなければなりません。また、審査を行うために必要な書類についてもコピーの提出をお願いすることになります。

なお、申請する場合、以下に示す「提出書類」及び「確認書類」を準備してください。

○「提出書類」

正本1部・副本2部（建設産業室用1部、申請者控1部）の計3部を下記の順に綴じて提出してください。

※建設産業室用には、No. 3, 4, 8, 9, 10は不要です。

No.	提出書類名	備 考
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	(記載例 (P 36～P 43) を参照。)
2	工事種類別完成工事高 (別紙一)	(記載例 (P 44～P 56) を参照。)
3	工事経歴書 (様式第二号)	許可申請時(決算後の変更届を含む)に提出されていれば省略できます。
4	直前3年の各事業年度における 工事施工金額 (様式第三号)	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業を審査対象として申請している場合は、プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事についての対象事業年度(2年又は3年)分の施行金額の内訳がわかるように記載してください。
5	技術職員名簿 (別紙二)	(記載例 (P 57～P 60) を参照。)
6	その他の審査項目 (別紙三)	(記載例 (P 61～P 66) を参照。)
7	経営状況分析結果通知書 (様式第二十五号の十)	原本。総合評定値を請求する場合のみ添付。
8	委任状	申請書を代理人が作成した場合に添付。
9	審査手数料証紙貼付書	P 76を参照し、福島県収入証紙を貼り付ける。
10	建設機械の保有状況一覧表 (別表1)	建設機械を1台以上保有している場合のみ (記載例 (P 84) を参照。)

○ 確認書類

※該当するものをすべてコピーの提出をお願いします。

No.	提示書類名	備 考
○ 申請全体に関する確認書類		
1	建設業許可通知書（建設業許可申請書）	申請日時時点で有効なもの、すべて提出する。申請日時時点で更新中の場合、更新申請書の副本で受付済のもの。上記許可の後に提出した変更届及び廃業届（一部廃業）がある場合は併せて提出する。
2	法人番号指定通知書 ※法人のみ	国税庁法人番号公表サイト検索結果一覧を出力したものも可。
3	法人税又は所得税納税確定申告書控え	原則税務署受付印があること。電子申請の場合は、「申告書」及び「受信通知」画面を印刷したもの。法人においては決算書、個人においては収支明細書に添付したもの。（前審査、前々審査対象年度の経営事項審査を受審していない場合には、2年又は3年分提出する。）
4	前期又は前々期分の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	完成工事高を2年平均で申請するときは前期分のみ提示すること。3年平均で申請するときは前々期分も併せて提出すること。
5	前回の経営規模等評価申請書等提出書類一式	建設事務所の受付印があるもの。
○ 完成工事高（元請完成工事高を含む。）に関する確認書類		
6	建設業許可の決算後の変更届	<ul style="list-style-type: none"> 完成工事高を2年平均で申請する場合は2年分、3年平均の場合は3年分提出すること。 届出をしていない場合は、申請する前に必ず提出すること。
7	消費税及び地方消費税の納税証明書	納税額等の記載のある「様式その1」を原則とする。また、事前審査書類提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。免税・非課税業者で申告を行わない場合でも「納税証明書」（様式その3、その3の2、その3の3いずれでもよい。）を提出すること。（初めて受審する者又は前期の経営事項審査を受審しなかった者は2年又は3年分提出する。）
8	消費税確定申告書控え	<p>原則税務署受付印があるものを提出すること。電子申告の場合は、「申告書」及び「受信通知」画面を印刷したもの。（前審査、前々審査対象年度の経営事項審査を受審していない場合には、2年又は3年分提出する。）</p> <p>（令和7年1月以降に税務署に提出したものについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務署の受付印は不要。 電子申請の場合の「受信通知」画面の印刷書面は不要。

9	工事経歴書に記載された工事に係る請負契約書	審査対象事業年度（直近の決算期）の建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件分を提出する。なお、初めて受審する者又は前年受審しなかった者は、計算基準区分（2年平均又は3年平均）を提出すること。
○ 利払前税引前償却前利益に関する確認書類		
10	損益計算書（建設業法施行規則様式第16号）	<ul style="list-style-type: none"> ・2年分提出すること。 ※ 提出書類7「経営状況分析結果通知書」中に、営業利益及び減価償却実施額の記載がある場合は、提出を省略できる。 なお、事業年度変更により審査月数が24ヶ月に満たない場合、組織変更等の場合等、ここには正しい額が記載されていないので、省略することはできない。
11	法人税申告書別表16（1）及び（2）並びにその他減価償却費として計上した金額を証明する書類	
○ 技術職員数・技術職員名簿に関する確認書類		
12	技術者の合格証、免許等	<ul style="list-style-type: none"> ※免許等に有効期間の定めがなく、前回提出した「技術職員名簿」から変更ない職員については省略できます。
13	技術者の卒業証書又は卒業証明書	
14	能力評価（レベル判定）結果通知書（建設キャリアアップシステムのレベル3、4技能者について、登録基幹技能者講習を終了した者に準ずる者として加対象とする場合） ※P85参照	
15	事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書若しくは所属企業の雇用証明書又は有効期限前の健康保険証（恒常的雇用関係の確認）	資格取得日から審査基準日までの期間が 6か月超 であることを確認。 健康保険証写し提出の際は、被保険者の記号・番号及び保険者番号を黒塗りすること。
16	社会保険被保険者標準報酬月額決定通知書（常時雇用の確認）	申請日時点で最新のもの。 常勤性を確認。
17	事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	15及び16の書類で恒常的雇用関係及び常勤性を確認できない場合に提出すること。
18	住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、所得税源泉徴収票、賃金台帳及び出勤簿、タイムカード等	15～17の書類で恒常的雇用関係及び常勤性を確認できない場合に左記の書類を複数提出すること。
19	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面（該当ある場合）	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者がいる場合、確認。（様式第3号：「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」 P74参照
20	継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則（該当ある場合）	上記19に関連して、常時10人以上の労働者を使用する企業の場合に提示すること。
21	監理技術者の資格者証及び監理技術者講習修了証	加対象となる監理技術者がいない場合は提出不要。

22	登録基幹技能者講習修了証 (様式第30号) ※P83参照	加対象となる技能者がいない場合は提出不要。 ※平成20年3月31日以前の講習は、国の登録を受けていないため、加対象とならない。
○ その他の審査項目（社会性等）に関する確認書類		
(1) 雇用保険加入の有無に関する確認書類		
23	労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書又は労働保険料納入証明書	納付書を兼ねている場合、金融機関等の収納印があること。
(2) 社会保険加入の有無に関する確認書類		
24	健康保険料及び厚生年金保険の保険料納入の領収証書又は納入証明書	審査基準日を含む月のものであること。
(3) 建設業退職金共済制度加入の有無に関する確認書類		
25	勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合の発行する加入・履行証明書(経審申請用)	基準決算にかかるもの。 P77～P80参照
(4) 退職一時金制度導入の有無に関する確認書類		
26	退職手当の定めがある労働協約又は就業規則を示す文書	労働基準監督署の受付印のあるもの。
27	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書・共済契約書その他これらに類するもの	審査基準日を含む月の掛け金領収書でも可。
(5) 企業年金制度の有無に関する確認書類		
28	厚生年金基金の発行する加入証明書又は適格退職年金契約の契約書	
29	確定拠出年金導入の場合は確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書。確定給付企業年金導入の場合は基金型であれば企業年金基金の発行する加入者証明書、規約型であれば資産管理運用機関の発行する加入証明書。	
(6) 法定外労働災害補償制度加入の有無に関する確認書類		
30	(公財)建設業福祉共済団体若しくは(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により設立の認可を受	次のすべての条件を満たすこと i 下請担保の表示があるもの ii 業務災害と通勤災害(出勤・退勤中の災害)担保の表示があるもの iii 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第

	けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基となった業務災害等に関する給付についての契約をしている場合で、これらの機関の発行する加入証明書又は保険証券その他これに類するもの。	1級から第7級までに係る災害のすべてを対象としている旨の表示があるもの
(7) 知識及び技術又は技能の向上状況に関する確認書類		
31	様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」※P87参照	技術職員名簿（別紙二：提出書類5）に記載のない者を記載する。
32	様式第5号「技能者名簿」※P88参照	36に記載されている者を記載する。ただし、審査基準日現在においても申請者に雇用されている者に限る。技術職員名簿又は31に記載がある従事者も計上される場合もある。
33	CPD受講証明書、CPD実績証明書、学習履歴証明書等	各認定機関により様式が異なる。審査基準日以前1年間に取得したもの。
34	能力評価結果通知書※P85参照	審査基準日時点におけるものの能力評価結果通知書及び審査基準日以前3年前の日において受けている評価区分が分かる能力評価結果通知書を提出する。
35	46、47に記載がある者にかかる常勤性及び継続雇用の確認書類	上記15～17で確認している場合は省略できる。上記15～17の書類と同じ。
36	技能者に係る施工体制台帳又は再下請通知書の作業員名簿	審査基準日において稼働している工事に係るもの。また、上記工事の名簿に記載のない技能者については、審査基準日以前3年以内に行った工事に係るものを提出する。
(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況に関する確認書類（えるぼし、くるみん、ユースエールの認定確認書類）		
37	都道府県労働局長から交付された直近の認定通知書（基準適合一般事業者主認定通知書、基準適合主認定通知書等）の写し	審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は加点対象とはならない。
(9) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関する確認書類		
38	様式第6号の「建設工事に従事する	※令和5年8月14日以降を審査基準日とす

	者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」の提出	る申請から評価の対象となるため、同日前までを審査基準日とする経営事項審査については加対象外（提出不要）。
(10) 建設業の営業継続の状況に関する確認書類		
39	裁判所から送付される民事再生又は会社更生手続開始決定通知書	平成23年4月1日以降に民事再生又は会社更生手続開始の申し立てを行った企業は提出すること。
40	民事再生又は会社更生手続終結決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）	平成23年4月1日以降に民事再生又は会社更生手続開始の申し立てを行った企業で、再生手続又は更生手続終結の決定を受けた場合は提出すること。
(11) 防災活動への貢献の状況に関する確認書類		
41	国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定	
42	所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、以下の書類。 ・当該団体が締結している防災協定書 ・申請者が当該団体に加入していることを証する書類 ・防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類	・申請者が当該団体に加入していることを証する書類は、「最新の構成員名簿」、「会員証」、「当該団体が発行する証明書」等構成員であることが確認できるものとする。 ・防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類は、「当該団体の防災活動計画書（ただし災害時の役割が明示されていること）」、「当該団体が発行する証明書(P85参照)」等災害時に一定の役割を果たすことが確認できるものとする。
(12) 建設業経理に関する確認書類		
43	有価証券報告書又は監査調書	「会計監査人の設置」について加点する場合は、提出すること。
44	会計参与報告書	「会計参与の設置」について加点する場合は、提出すること。
45	「経理処理の適正を確認した書類」及び「証明者との雇用関係が確認できる書類」	「経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」について加点する場合は、下記のいずれかの者が証明した書類（事務取扱別記様式2）及び下記との雇用関係が確認できる資料を提出すること。 ①研修を受講した公認会計士、税理士 ②登録経理講習実施機関に登録された1級登録経理事務士 ※顧問会計士、顧問税理士等、社外の方の証明は不可。
46	公認会計士、税理士の資格を有することを証する書面、一級・二級登録経理試験（一級・二級登録経理士）の合格証書	一級・二級登録経理士の場合、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない場合。

47	公認会計士、税理士に係る講習受講の修了証	資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年経過し、講習を受講した場合。
48	一級・二級登録経理士に係る一級・二級登録経理講習の受講の修了証	一級・二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない場合。
49	公認会計士、税理士、一級・二級登録経理士の常勤性が確認できる書類	上記15～17の書類と同じ。 ※6ヶ月を超える恒常的雇用関係は要しない。(審査基準日時点で常勤で在籍が必要。)
(13) 研究開発の状況に関する確認書類		
50	有価証券報告書又は改正後の様式を作成している場合は注記表(建設業法施行規則別記様式17号の2)	会計監査人設置会社で研究開発費を計上している場合は、提示すること。 (加対象は、開発費5,000万円以上。)
(14) 建設機械の保有状況に関する確認書類		
51	売買契約書及び特定自主検査記録表(新車で購入して1年以内のため特定自主検査を一度も受けていない場合は、出荷標章及び全体写真、または初回特定自主検査実施時期証明書)、自動車検査証又は移動式クレーン検査証	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の機種に限定 □建設機械抵当法施行令別表に規定されている以下の機種 <ul style="list-style-type: none"> ①ショベル系掘削機 ②ブルドーザー(自重3t以上) ③トラクターショベル(バケット容量0.4m³以上) ④モーターグレーダー(自重5t以上) □土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に以下の記載があるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①「ダンプ」 ②「ダンプフルトレーラー」 ③「ダンプセミトレーラー」 □労働安全衛生法施行令で掲げる以下の機種 <ul style="list-style-type: none"> 第12条第1項第4号 <ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3t以上) 第13条第3項第34号 <ul style="list-style-type: none"> ・作業床の高さが2m以上の高所作業車別表第7第4号 ・締固め用機械別表第7第6号 ・解体用機械 <p>※特定自主検査は、労働安全衛生法に規定するもので、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査。(正常に稼働する状態を確認)</p>
52	リース契約書及び特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証	建設機械を保有していないが、審査基準日から将来に渡って1年7か月以上の使用期間があり、実質的に保有と同視しうるリース契約を締結している場合。(審査基準日以前に1年7か月以上の使用期間があったとしても加対象の対象にはならない。)
(15) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況に関する確認書類		

53	<p>審査登録機関の認証を証明する書類 (認証登録証明書及び付属書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(一財) 持続推進機構の「認証・登録証」によりエコアクション21の取得を確認。 ・(公財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関 (UKAS 等) に認定されている審査登録機関が認証した ISO9001、ISO14001(環境管理) の取得を確認。 <p>※認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は加点の対象外。(P35参照)</p>
----	--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 手数料

経営事項審査を受けるには、手数料がかかります。

経営規模等評価及び総合評定値請求にかかる手数料の額は、建設業法施行令及び地方公共団体手数料令により次表のとおり定められています。

○ 経営事項審査手数料（経営状況分析を除く）

	経営規模等評価にかかる手数料	総合評定値請求にかかる手数料
手数料の額	審査対象建設業が1業種の場合 は10,400円。以下、1業種増す 毎に2,300円を加算した額	審査対象建設業が1業種の場合 は600円。以下、1業種増す毎に200 円を加算した額
納付方法	いずれの手数料も、 福島県収入証紙 を、審査手数料証紙貼付書に 貼り付けて納付すること。	

○ 手数料早見表

A = 経営規模等評価手数料

B = 総合評定値請求手数料

C = 経営規模等評価手数料 + 総合評定値請求手数料 (A + B)

申請業種数	A	B	C	申請業種数	A	B	C
1業種	10,400円	600円	11,000円	16業種	44,900円	3,600円	48,500円
2業種	12,700円	800円	13,500円	17業種	47,200円	3,800円	51,000円
3業種	15,000円	1,000円	16,000円	18業種	49,500円	4,000円	53,500円
4業種	17,300円	1,200円	18,500円	19業種	51,800円	4,200円	56,000円
5業種	19,600円	1,400円	21,000円	20業種	54,100円	4,400円	58,500円
6業種	21,900円	1,600円	23,500円	21業種	56,400円	4,600円	61,000円
7業種	24,200円	1,800円	26,000円	22業種	58,700円	4,800円	63,500円
8業種	26,500円	2,000円	28,500円	23業種	61,000円	5,000円	66,000円
9業種	28,800円	2,200円	31,000円	24業種	63,300円	5,200円	68,500円
10業種	31,100円	2,400円	33,500円	25業種	65,600円	5,400円	71,000円
11業種	33,400円	2,600円	36,000円	26業種	67,900円	5,600円	73,500円
12業種	35,700円	2,800円	38,500円	27業種	70,200円	5,800円	76,000円
13業種	38,000円	3,000円	41,000円	28業種	72,500円	6,000円	78,500円
14業種	40,300円	3,200円	43,500円	29業種	74,800円	6,200円	81,000円
15業種	42,600円	3,400円	46,000円				

(4) 審査の内容

経営事項審査では、②で示した提出書類と確認書類を基に以下の内容を審査します。

ア 経営規模

(ア) 完成工事高 (X1)

許可を受けた建設業に関する工事種別毎の年間平均完成工事高（申請日の直前2年又は3年平均）を審査します。平均完成工事高の基準を2年平均にするか3年平均にするかは申請者の任意選択になります。

なお、完成工事高の計上にあたっては以下の点について注意が必要です。

- ・審査対象業種ごとに2年又は3年平均を選択することはできません。全ての審査対象業種で同一の基準で審査します。
- ・一つの請負契約にかかる完成工事高を、二つ以上の業種に分割又は重複して計上することはできません。
- ・契約後VEにかかる公共工事の完成工事高については、契約後VEによる縮減前の契約額で計上できます。なお、この場合には、契約後VEによる縮減額が証明できる書面を提示してください。
- ・免税業者を除いて、完成工事高は消費税抜きで計上してください。
- ・工事に関わる売上でないものは完成工事高に含めることはできません。（除雪、樹木の剪定、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、公園管理業務、法面草刈り、側溝泥上げ等は建設工事に該当しません。）
- ・合併、分割、営業譲渡、法人成り等の特殊事例に関する完成工事高の計上方法については、審査を担当する建設事務所まで別途ご相談ください。

(イ) 自己資本額及び利払前税引前償却前利益 (X2)

○ 自己資本の額

審査基準日現在の決算（以下「基準決算」といいます。）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額を審査します。自己資本の額を審査基準日現在の額で申請するか、前期分との2期平均で計上するかは申請者の任意選択になります。

- ・自己資本の額は、貸借対照表の「純資産の部」の純資産合計の額になります。
- ・審査基準日現在で自己資本額を申請した場合は、経営状況分析結果通知書の中の自己資本額の数値と基本的に一致します。

○ 利払前税引前償却前利益

基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益（=EBITDA）の2期平均の額を審査します。

- ・利払前税引前償却前利益 = 営業利益 + 減価償却費
- ・各決算期の営業利益の額は、損益計算書の「営業利益」の額になります。
- ・各決算期の減価償却費の額は、法人税申告書別表16(1)(旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)及び(2)(旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)に記載の減価償却額になります。
- ・決算期が12か月に満たない場合等の換算方法は完成工事高の計算方法と同様になります。「経営状況分析結果通知書」参考値とは一致しません

イ 経営状況 (Y)

経営状況分析については、各登録分析機関で審査を行うこととなりますので、審査の具体的な方法、必要書類等は各登録分析機関にお問い合わせください。

なお、審査項目の具体的な内容は下記のとおりです。

○ 負債抵抗力指標

(ア) 純支払利息比率 (Y評点への寄与度 29.9%)

$$\text{純支払利息比率} = (\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$$

(上限値: 5.1、下限値: -0.3)

(イ) 負債回転期間 (Y評点への寄与度 11.4%)

$$\text{負債回転期間} = (\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$$

(上限値: 18.0、下限値: 0.9)

○ 収益性・効率性指標

(ウ) 総資本売上総利益率 (Y評点への寄与度 21.4%)

$$\text{総資本売上総利益率} = \text{売上総利益} / \text{総資本 (2期平均)} \times 100$$

(上限値: 63.6、下限値: 6.5)

※ 2期平均の総資本が3千万円以下の場合は、3千万円と読み替えて計算する。

(エ) 売上高経常利益率 (Y評点への寄与度 5.7%)

$$\text{売上高経常利益率} = \text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$$

(上限値: 5.1、下限値: -8.5)

○ 財務健全指標

(才) 自己資本対固定資産比率 (Y評点への寄与度 6.8%)

$$\text{自己資本対固定資産比率} = \text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100 \text{ (固定比率の逆数)}$$

(上限値: 350.0、下限値: -76.5)

(カ) 自己資本比率 (Y評点への寄与度 14.6%)

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$$

(上限値: 68.5、下限値: -68.6)

○ 絶対的力量指標

(キ) 営業キャッシュフロー (絶対額) (Y評点への寄与度 5.7%)

$$\text{営業キャッシュフロー (絶対額)} = \text{営業キャッシュフロー} \times 2 \text{ 期平均} / 1 \text{ 億}$$

(上限値: 15.0、下限値: -10.0)

※営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却費±引当金増減額－法人税住民税及び事業税
±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±受入金増減額

(ク) 利益剰余金 (絶対額) (Y評点への寄与度 4.4%)

$$\text{利益剰余金 (絶対額)} = \text{利益剰余金} / 1 \text{ 億}$$

(上限値: 100.0、下限値: -3.0)

ウ 技術力及び元請完工高 (Z)

○技術力

許可を受けた建設業の工事種別ごとの審査基準日現在の技術職員数を審査します。
以下に説明する「技術者」に該当する方がいる場合は、確認書類を提出してください。
なお、申請にあたっては次の点に注意をしてください。

◇「職員」の範囲

- ・ここでいう「職員」とは、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」のうち、建設業に従事する職員を指します。したがって、常勤の役員や個人事業主も常勤であれば職員数に含まれます。逆に、代表権を持つ役員であっても、非常勤であれば職員数にはカウントされません。なお、監査役については常勤・非常勤を問

わず職員には含まれません。

- ・「日雇」、「農閑期だけ」、「特定の工事だけ」のように、期間を限定されて雇われている労働者については、職員としてカウントされません。
- ・ 出向社員については、出向協定書、出向先の出勤簿等で出向先での常勤性が確認できれば、出向先の職員としてカウントされます。なお、この場合出向元の職員にはカウントされませんので注意が必要です。

◇「職員」の認定にかかる審査方法

- ・ 職員の認定にあたっては、事務所の名称が記載された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」若しくは「所属企業の雇用証明書」又は有効期限前の「健康保険証」により6か月超前からの雇用を確認します。
- ・ 直近の「社会保険標準報酬決定通知書」又は「住民税特別徴収税額の通知書」で常時雇用を確認します。
- ・ 上記社会保険・雇用保険関係の書面で確認できない職員については、住民税特別徴収税額通知書、所得税源泉徴収票、賃金台帳、出勤簿、タイムカード等で審査基準日以前6ヶ月超の恒常的雇用が確認できるものを複数提出してください。

☆高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者の場合

- ・ 上記確認方法で6ヶ月超前からの雇用、常時雇用を確認します。
- ・ 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第3号）で、継続雇用制度対象者を確認します。なお、常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則を提出してください。

※社会保険に加入義務のある事業所

- 法人の場合：一人でも働いていれば、加入しなければなりません。
- 個人事業主の場合：常時5人以上の人を使っている事業所であれば、加入しなければなりません。

◇「技術者」の範囲

ここでいう「技術者」とは、上記で説明した「職員」のうち、以下のいずれかの区分に該当する者を指します。

a 建設業法第7条第2号イの規定に該当する者

→許可を受けた建設業の工事種別について、高等学校校若しくは中高等学校を卒業した後5年以上又は大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者。（詳しい指定学科はP94を参照してください。）

b 建設業法第7条第2号ロの規定に該当する者

→許可を受けた建設業の工事種別について10年以上の実務経験を有する者

c 建設業法第7条第2号ハ、同法第15条第2号イの規定に該当する者

→上記技術者と同等以上の知識及び技能又は技術を有するものとして国土交通大臣が指定した資格を持つ者。（詳しい指定資格については、P91の技術者一覧表を参照してください。）

d 建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者

→国土交通大臣が同法第15条第2号イ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者

e 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者

f 建設業法施行令第29条第1号又は第2号に掲げる者

→監理技術者を補佐する資格を有する者（主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者）

g 建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定により技能や経験の評価が最上位又はそれに次ぐものとされた建設技能者

→建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル4又はレベル3の建設技能者。

◇「技術者」の確認方法

次の確認書類を基に、技術者に該当するかどうかを審査します。

a 建設業法第7条第2号イの規定に該当する者の場合

学校の卒業証書又は卒業証明書を提示してください。また、技術者の認定に必要な実務経験について、それぞれ必要な年数分の「実務経験証明書」を提出してください。

b 建設業法第7条第2号ロの規定に該当する者の場合

10年以上の実務経験の実績の「実務経験証明書」を提出してください。

c 建設業法第7条第2号ハ、同法第15条第2号イの規定に該当する者の場合

技術者の合格証、免許証等を提出してください。

d 建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者の場合

国土交通大臣（建設大臣）が証する認定証（大臣特別認定証）を提出してください。

e 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了

上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加え、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写しにより確認します。

なお、現行の2級技術者やその他の技術者（実務経験者等）が監理技術者講習修了証を保有していても加点対象にはなりません。

◇その他注意事項

実務経験を要するものにおいて、実務経験業種に2つの業種をあげている場合は、それぞれにつき規定の経験年数が必要となります。

◇新規掲載者について

当事業年度開始日の直前1年以内に技術職員となった者に○を付けてください。

◇審査基準日の現在の満年齢

社会保険被保険者標準報酬月額決定通知書など生年月日が分かるもので満年齢を確認します。

◇CPD単位取得数の欄

審査基準日以前1年間に取得し、CPD認定団体によって修得を認定されたCPD単位数を、「告示別表第20」（P86参照）の左欄に掲げる団体の数値（右欄）で除し（÷）、30を乗じた（×）数値を記載します。ただし、1人当たりの単位取得数の上限は30単位までとなっています。また、CPD認定団体によって修得を認定されたCPD単位数とは、「CPD受講証明書」等で確認します。

※1人の技術者につき、2以上のCPD認定団体によって単位の取得が認められた場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を計算してください。

○元請完工高

元請のマネジメント能力を評価する観点から、元請の完工高が評価の対象となります。記載方法については、完成工事高（X1）と同様です。

ここでの「元請」とは、建設工事（他の者から請け負った者を除く。）の注文者から直接請負契約を締結した者を指します。

工 社会性等（W）

（ア）労働福祉の状況

a 雇用保険加入の有無

雇用保険加入義務のある従業員について、公共職業安定所に資格取得に必要な届出を行い、きちんと運用されているかどうかを審査します。加入の有無については、審査対象年度の概算保険料（年度当初に納付）又は確定保険料（次年度当初に納付）を納付したことを証する書面（領収証書等）で確認します。なお、申請にあたっては

以下の点に注意してください。

- ・労働者が一人でも雇用される事業所は雇用保険加入手続きの義務があります。
- ・雇用保険加入義務のある従業員（※）が一人もない場合は、「適用除外」になります。
- ・加入義務のある全ての従業員が加入していることが条件となります。加入していない従業員が一人でもいれば加入無しと判断されますので、手続きに漏れがないように注意してください。

※雇用保険に加入できない方（これ以外の方は加入義務があります。）

- ・個人事業主、法人の代表者及び役員
 - ・「個人事業主、法人の代表者及び役員」と同居の親族
 - ・65歳以降新たに雇用された者
 - ・「就労が認められていない外国人」
 - ・「短時間労働者(週20時間未満勤務労働者)」
- } そもそも「建設業に従事する職員」に該当しない。

b 健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無

社会保険の加入義務がある方について、資格取得、異動、報酬等の必要な届出を行い、きちんと運用されているかどうかを、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、それぞれ審査します。

加入の有無については、審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面（領収証書等）で確認します。なお、申請にあたっては以下の点に注意してください。

◇健康保険、厚生年金保険共通事項

- ・法人の場合は、一人でも働いていれば、加入しなければなりません。
- ・個人事業主の場合は、常時5人以上の従業員を雇用している事業所であれば、加入しなければなりません。つまり、従業員が4人以下の場合は、「適用除外」になります。
- ・加入義務のある方（※）が一人もない場合は、「適用除外」になります。
- ・加入義務のある全ての従業員が加入していることが条件となります。原則として加入していない方が一人でもいれば加入無しと判断されますので、手続きに漏れがないように注意してください。
- ・パートタイマーの方は、勤務日数・時間が一般従業員の4分の3以上であれば被保険者とするのが妥当とされていますので注意してください。

◇健康保険

- ・健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、国民健康保険組合（全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等）に加入している場合は、健康保険については「適用除外」となります。

◇厚生年金保険

- ・ 70歳以上の方は原則として厚生年金保険の対象外となりますので、健康保険加入の有無のみ審査します。

※社会保険に加入できない方（これ以外の方は加入義務があります。）

- ・ 個人事業主及び個人事業主と同居の家族
(場合によっては同居の家族も被保険者となるケースがあります。)
 - ・ 日雇労働者
 - ・ 季節的業務（4か月以内）の労働者
 - ・ 臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される労働者
- } そもそも「建設業に従事する職員」に該当しない。

c 建設業退職金共済制度加入の有無

審査基準日現在で、建設業退職金共済制度への加入の有無を審査します。

申請にあたっては以下の点に注意してください。

◇建設業退職金共済制度とは

建設現場で働く労働者は、多くの場合現場を転々とし、その度に雇用主も替わることから、企業の退職金制度になじみません。このため、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図ることを目的として、建設業界全体の退職金制度として設けられている制度が「建設業退職金共済制度」です。

本制度は、中小企業退職金共済法に基づき創設され、「勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合」が運営しており、建設業の事業主が同機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、現場労働者を被共済者として、その労働者に同機構が交付する共済手帳に事業主が働いた日数に応じ共済証紙を貼ることによって掛金納付が行われ、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、同機構が直接労働者に退職金を支払う仕組みとなっています。

◇確認方法

勤労者退職金共済機構建設業退職金共済組合が発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）」（P77参照）により確認します。

d 退職一時金制度若しくは企業年金制度の有無導入の有無

「退職一時金制度」若しくは「企業年金制度」のいずれか1つ以上導入している企業であれば加点対象となります。

○退職一時金制度導入の有無

審査基準日現在において、次のいずれかの退職金制度を導入しているかどうか審査します。

◇対象となる退職金制度

(a) 会社独自の退職金制度

審査基準日現在で、会社の就業規則や労働協約等で退職金に関する規定を設けているかどうかを審査します。

(b) 中小企業退職金共済制度

審査基準日現在で、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の運営する中小企業退職金共済制度を導入しているかどうかを審査します。

(c) 特定退職金共済制度

審査基準日現在で、所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体の運営する退職金共済制度を導入しているかどうか審査します。

◇確認方法

(a) 会社独自の退職金制度

労働協約や就業規則、退職金規程等、退職金についての定めがある文書で確認します。ただし、いずれの文書にも労働基準監督署の受付印のあるもの（従業員が10名未満の場合は除く）に限ります。

(b) 中小企業退職金共済制度

勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が発行する「中小企業退職金共済制度加入証明書」又は共済契約書で確認します。

(c) 特定退職金共済制度

当該運営団体発行の退職金共済契約の加入証明書又は共済契約書で確認します。

○企業年金制度の有無

審査基準日現在で、以下の企業年金に加入しているかどうか審査します。

◇対象となる企業年金

(a) 厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生年金保険の適用事業主が企業ごと又は職域ごとに設立して、厚生年金の上乗せ給付を目的とする企業年金制度です。

(b) 確定給付年金

確定給付企業年金とは、企業や組合などが実施する年金制度で、資産運用のリスクは企業や組合が負い、年金として加入者に支払われる給付金は一定額に定められている企業年金制度です。

確定給付企業年金には「規約型」と「基金型」の2形態の枠組みがあります。

・規約型企业年金

労使合意に基づき制定した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、その企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金です。

・基金型企业年金

労使合意に基づき企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、その基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う企業年金です。

(c) 確定拠出年金（企業型）

確定拠出年金とは、毎月決められた掛金を支払い、その積立金の運用した成績に応じて将来の給付額が決まる企業年金制度です。

確定拠出年金には、自営業者等が加入できる「個人型年金」（掛金は個人が拠出）と、企業が導入し、従業員を加入させる「企業型年金」（掛金は企業が拠出）の2形態がありますが、このうち経営事項審査において加点の対象となるのは「企業型年金」になります。

・「**企業型年金**」

企業型年金では、労使合意に基づいて企業型年金規約を定め、60歳未満の従業員が加入者となり、会社が加入者に対して毎月一定額の掛金を拠出します。企業型年金の加入者は、会社から拠出された掛金を自己の責任において運用し、その実績次第で受け取る年金額が変わります。

◇**確認方法**

(a) 厚生年金基金

厚生年金基金の発行する加入証明書で確認します。

(b) 確定給付年金

確定給付企業年金導入の場合は基金型であれば企業年金基金の発行する加入者証明書、規約型であれば資産管理運用機関の発行する加入証明書で確認します。

(c) 確定拠出年金

確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書で確認します。

e 法定外労働災害補償制度の有無

審査基準日現在で、政府の労災保険制度の上乗せ給付を目的として、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者等、保険会社との間に、労働者災害補償保険法に基づいて労災保険契約を締結しているかどうか審査します。

◇**注意事項**

「加入有り」となるのは、保険契約上次の①～③**全ての要件を満たす場合**に限られます。

- ①業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
- ②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負がある場合、下請負人すべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
- ③少なくとも、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係

る身体障害のすべてを対象とすること。(ただし、業務起因性の疾病は対象外でもよい)

※工事現場ごとに加入する制度や記名式の制度は対象となりません。

※準記名式の普通傷害保険については、上記①～③の要件に加え、次の2点を満たしている場合は対象となります。

- i 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済であること。
- ii 被保険者数が「直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負がある場合、下請負人すべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。」の要件を満たしていること。

◇確認方法

(a) (公財) 建設業福祉共済団と契約を締結している場合

(公財) 建設業福祉共済団が発行する建設労災補償共済制度加入証明書で確認します。

(b) (一社) 全国建設業労災互助会と契約を締結している場合

(一社) 全国建設業労災互助会が発行する全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書で確認します。

(c) 全日本火災共済協同組合連合会と契約を締結している場合

全日本火災共済協同組合連合会が発行する労働災害補償共済契約加入者証書で確認します。

(d) 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度に加入加入者証書で確認します。

(e) (一社) 全国労働保険事務組合連合会と契約を締結している場合

(一社) 全国労働保険事務組合連合会が発行する加入者証書で確認します。

(f) 建設業者団体と契約を締結している場合

建設業団体等が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度の加入を証明する書類で確認します。

(g) 保険会社と契約を締結している場合

保険会社の発行する保険証券で確認します。

※準記名式の普通傷害保険の場合は、保険証券に加えて、政府労災保険の審査基準日を含む年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面で確認します。

(イ) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

○若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

審査基準日時点で、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合に加点

○新規若年技術職員の育成及び確保の状況

審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合に加点

※若年技術職員とは、技術職員のうち審査基準日において満35歳未満の者を指します。

なお、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となります。（年齢計算ニ関する法律（明治35年法律第50号）○1）

◇確認方法

- ・技術職員名簿（別紙二）により確認します。

（ウ）知識及び技術又は技術の向上に関する取組の状況

建設工事に従事する者は、工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているため、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を評価することとなり、新設されました。

技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年前に取得したCPD単位の平均値により評価します。

技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の割合により評価します。

◇確認方法

- ・様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」P87の「CPD単位総計」の数値をCPD受講証明書等により確認します。
- ・様式第5号「技能者名簿」（P88参照）、「作業員名簿」（P89参照）、能力評価結果通知書等により確認します。

※加点の計算方法は次頁のとおりです。

$$\text{加点の計算方法} = \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \text{※1 (A)} + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \text{※2 (B)}$$

※1 (A)には、CPD単位取得数
技術者数 で算出した数値が、

3未満の場合は0
3以上6未満の場合は1
6以上9未満の場合は2
9以上12未満の場合は3
12以上15未満の場合は4
15以上18未満の場合は5
18以上21未満の場合は6
21以上24未満の場合は7
24以上27未満の場合は8
27以上30未満の場合は9
30の場合は10を代入する。

※2 (B)には、技能レベル向上者数
技能者数－控除対象者数 で算出した数値を百分率で表
した数値が、

1.5%未満の場合は0
1.5%以上3%未満の場合は1
3%以上4.5%未満の場合は2
4.5%以上6%未満の場合は3
6%以上7.5%未満の場合は4
7.5%以上9%の場合は5
9%以上10.5%未満の場合は6
10.5%以上12%未満の場合は7
12%以上13.5%未満の場合は8
13.5%以上15%未満の場合は9
15%以上の場合は10を代入する。

上記算式から求められた数値
を右表に当てはめ、加点点数
を決定する。

区分	知識及び技術又は技能の向上に 関する取組の状況	加点点数
(1)	10	10
(2)	9以上10未満	9
(3)	8以上9未満	8
(4)	7以上8未満	7
(5)	6以上7未満	6
(6)	5以上6未満	5
(7)	4以上5未満	4
(8)	3以上4未満	3
(9)	2以上3未満	2
(10)	1以上2未満	1
(11)	1未満	0

〔計算例〕

※技術者数→別紙二：技術職員名簿に記載された人数＋様式第4号：CPD単位を取得した技術職員名簿に記載された人数

$$10人 + 5人$$

※CPD単位取得数総計

→様式第4号：CPD単位を取得した技術者名簿に記載されたCPD単位総計

240単位

※技能者数→様式第5号：技能者名簿に記載された人数

20人

※技能レベル向上者

→様式第5号：技能者名簿のレベル向上の有無の欄に「○」が記載された人数

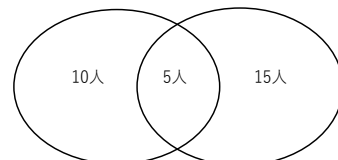
1人

※控除対象者数

→様式第5号：技能者名簿の控除対象の欄に「○」が記載された人数（キャリアアップシステムが2019年4月から運用されたので、令和3年度は該当者はいない）

5人

技術者：15人 技能者：20人



$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{240}{15} = 16 \quad \text{上記表により} \quad \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者} - \text{控除対象者数}} = \frac{1}{20-5} = 0.066 = 6.66\% \quad \text{上記表により}$$

$$\frac{15}{15+20} \times 5 + \frac{20}{15+20} \times 4 = 4.4 \quad \text{上記表により(7) 4の加点となる}$$

◇注意事項

- ・「CPD単位数」は、審査基準日以前1年間に取得したもので、1人当たりの単位取得数の上限は30単位までとなっています。なお、CPD単位の計算方法については、P86「告示別表第20」をご覧ください。
- ・加点対象となる場合は、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」及び様式第5号「技能者名簿」で、CPDの受講をしていない者や、レベル向上をしていない者も含めて各種名簿を作成し、その者の確認書類が必要になります。(P63参照)

(エ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況
審査基準日における各種認定の取得状況について審査します。

◇注意事項

審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象とはなりません。

◇確認方法

「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」で確認します。

(オ) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において、建設工事に従事する者の終了履歴を蓄積するために、国土交通大臣が定める必要な措置を実施していたかを審査します。

◇注意事項

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用となりますので、審査基準日が令和5年8月13日までの申請は「非該当」になります。

◇確認方法

様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」(P90参照)で確認します。

(カ) 建設業の営業継続の状況

○営業年数

審査基準日までの建設業の営業年数（許可又は登録を受けて営業を行っていた年数のこと）を審査します。

◇注意事項

- ・営業年数に年未満の端数がある場合は切り捨ててください。
- ・営業休止期間は営業年数の期間には含まれません。

○民事再生法又は会社更生法の適用の有無

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W点）の評価で、以下の減点措置をします。

- ・再生期間中（手続開始決定日から手続終了決定日まで）は、一律60点（「営業年数」評価の最高点）の減点となります。
- ・再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタートとなります。

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用します。

◇再生（更生）期間中であることの確認方法

- ・手続開始決定日については、裁判所から送付される手続開始決定通知書で確認
- ・手続終了決定日については、手続終了決定を受けたことを証する書面（官報公告の写し等）で確認

(キ) 防災活動への貢献の状況（防災協定締結の有無）

国や地方公共団体等（P97参照）と直接又は間接的（国や地方公共団体等と防災協定を結んでいる社団法人等の構成員として）に防災協定を締結し、災害時の防災活動によって社会的貢献を果たしているかどうか審査します。

◇確認方法

・公共機関と直接防災協定を締結している場合

公共機関との間で締結した防災協定で確認します。

・加盟する社団法人等が公共機関と防災協定を締結している場合

以下の書類で確認します。

- a 社団法人等と公共機関の間で締結された防災協定
- b 社団法人等の団体に加入していることを証する書類（最新の構成員名簿、会員証、当該団体が発行する証明書等）
- c 申請者が防災協定に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の防災活動計画書、当該団体が発行する証明書等）

◇注意事項

・「活動計画書」には、「河川復旧班」や「資材調達班」など実際の災害にあたって構成員がどのような具体的な役割を課せられているのか明記されている必要があります。単なる「災害時の連絡網」のようなものでは、実際にその構成員がどのような役割を果たすのか明確ではないため、役割が明確になっていない場合には、加盟する社団法人等の発行する証明書が必要になります。

(ク) 法令遵守の状況

審査基準日の直前1年間に営業停止や指示処分を受けた方は、減点の対象となります。入札参加資格制限措置は、監督処分ではないので該当しません。

審査基準日以降に営業停止や指示処分を受けた方は、今回の申請では減点対象とはなりません。翌年度の経営事項審査申請の際に減点対象となります。

(ケ) 建設業の経理の状況

○監査の受審状況

会計監査人の設置、会計参与の設置又は建設業の経理実務の責任者のうち講習を受講した※公認会計士、税理士若しくは登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士のいずれかに該当する者（社内の者に限ります。いずれも顧問会計士や顧問会計士等社外の者による監査は加対象外です。）が自主監査を行う場合に加対象となります。

上記の該当する項目に応じ、必要とされる確認書類を提示してください。

※公認会計士…公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者

税理士…税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者

1級登録経理士…・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者

・1級登録経理講習を受講した者であって、受講した年度の翌

年度の開始の日から5年を経過しないもの

○公認会計士等の数

審査基準日において建設業に従事する職員のうち、研修を受講した公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された一級・二級登録経理士の数を審査します。

また、研修とは、公認会計士法第28条の規定による研修又は所属税理士会が認定する研修を受講したものです。

なお、一級登録経理士については、一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者又は一級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者です。

また、二級登録経理士については、二級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者又は二級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過しない者です。

令和5年3月までは、平成28年度以前に一級・二級登録経理試験に合格した者も含まれます。

◇注意事項

- ・評価の対象となる方は常勤職員に限ります。
- ・技術職員として計上されている方も、資格を持っていれば評価の対象となります。

◇確認方法

- ・「公認会計士」「税理士」については、研修受講を証明する書面で確認します。
- ・「一級・二級登録経理士」については、合格証書又は合格証明書（合格してから5年を経過しないもののみ）、登録経理講習の修了証で確認します。

(コ) 研究開発費の状況

会計監査人設置会社（上記監査の受審状況で「1」を入力した場合に限る）で研究開発費が5,000万円以上の場合に計上できます。

(サ) 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラー」又は「ダンプセミトレーラー」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械の所有台数に応じて加点評価を行います。（下記表のとおり、最高15点）

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経営事項審査の有効期間（審

査基準日以降1年7ヶ月)中の使用期間が定められているリース等についても、同様に扱います。

【参考】保有台数ごとの加点は以下のとおり。

台数	1	2	3	4	5	6	7	8~9	10~11	12~13	14~15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

評価対象となる「建設機械」は、次に掲げるものです。

◇確認方法

建設機械の名称	範囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの（建設機械抵当法施行令別表）
ブルドーザー	自重3トン以上のもの（建設機械抵当法施行令別表）
トラクターショベル	バケット容量が0.4立法メートル以上のもの（建設機械抵当法施行令別表）
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの（建設機械抵当法施行令別表）
ダンプ車	検査証の形状の欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラー」「ダンプセミトレーラー」と記載されたもの ※検査証に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両については加点対象外。
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの（労働安全衛生法施行令）
高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの。
締固め用機械	自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当。 ※コンパクトやランマー等明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象外。
解体用機械	「ブレーカー」（労働安全衛生法施行令別表）、「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」（労働安全衛生規則）が該当する。

- ・建設機械の保有状況一覧表（別表1）を提出してください。（記載例83P参照）
- ・建設機械の所有については、売買契約書及び特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証で確認します。
- ・建設機械をリース契約している場合は、リース契約書で確認します。
- ・特定自主検査（労働安全衛生法に規定するもの）は、1年以内に1回受けなければならない一定の資格を持つ検査者による検査で、特定自主検査記録表により建設機

械が正常に稼働する状態を確認します。(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械)。加点対象となるには、審査基準日直前1年以内に検査を受けたものについて提示してください。

- ・移動式クレーンは移動式クレーン検査証、ダンプ車は自動車検査証で確認します。

◇注意事項

リース契約の場合、審査基準日から将来に渡って1年7か月以上の使用期間があり、実質的に保有と同視しうるリース契約を締結している場合に限りです。

なお、審査基準日以前に1年7か月以上の使用期間があったとしても加点の対象にはなりません。

(シ) 国及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

エコアクション21、ISO9001(品質管理)及びISO14001(環境管理)の取得状況について、審査します。

◇確認方法

エコアクション21について

(一財)持続性推進機構の認証・登録証にて取得を確認します。

ISO9001、ISO14001について

審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書及び付属書)で、(公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関(UKAS等)に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001(環境管理)の取得を確認します。

◇注意事項

認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は加点の対象外です。

「認証範囲に建設業が含まれていること」とは、「申請者が保有する建設業許可業種のいずれかが含まれていること」を意味します。また、従たる営業所では「従たる営業所において「営業しようとする建設業」として申請・許可された建設業種のいずれかが含まれていること」意味します。(令和7年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査から適用。)